

**「かんぽ生命保険の終身保険等の見直しに関する  
郵政民営化委員会の調査審議」にかかる意見について**

平成29年5月12日  
一般社団法人生命保険協会

## (1) 日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し、適切に補完しあうことが重要

- 日本郵政グループの強みは、約2万4千局の郵便局ネットワーク・消費者との密接な接点等であり、かんぽ生命の商品は、簡易な手続きで一定範囲の保障を確保できる特徴を有している。
- 日本郵政グループの企業価値向上に向けては、民間生命保険会社が多くの年月やコストをかけて築き上げてきた商品やインフラ等を活用することが合理的であり、国民経済的な観点からも望ましい。
- 既に様々な取組み・検討が進められている民間生命保険会社との提携関係を進展させていくことが重要。

## (2) かんぽ生命の業務範囲の拡大にあたっては、株式完全売却を通じた公正な競争条件の確保、業務内容に応じた適切な態勢整備が必要

- かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また完全民営化に向けた道筋も示されていない現状では、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」が実現しているとは言えず、業務範囲を拡大する環境は未だ整っていない。
- 業務範囲の拡大にあたっては、上記、公正な競争条件の確保に加え、拡大する業務の内容や規模に応じた適切な態勢整備が必要。

## 2. 日本郵政グループと民間生保との提携状況

○日本郵政グループと民間生保との提携関係は、商品受託販売に限らず、資産運用等にも広がりを見せており、着実な進展が見られる。「対立」ではなく「協調」を前進させていくことが重要

### 日本郵政グループと民間生保との提携状況

#### 【商品受託販売】

	保険種類	引受保険会社
かんぽ生命	がん保険	アフラック
	法人向け保険(定期保険等)	エヌエヌ、三井住友海上あいおい、メットライフ、住友、日本、東京海上日動あんしん、明治安田、第一
	総合福祉団体定期保険	メットライフ
日本郵便	がん保険	アフラック
	引受条件緩和型医療保険	住友
	変額年金保険	三井住友海上プライマリー
	法人向け保険(定期保険等)	エヌエヌ、三井住友海上あいおい、メットライフ、住友、日本、東京海上日動あんしん、明治安田
ゆうちょ銀行	変額年金保険	三井住友海上プライマリー、住友、ソニーライフ・エイゴン

#### 【資産運用面】

- かんぽ生命と第一生命の資産運用分野における共同取組
  - ・プロジェクトファイナンス分野における共同投資の実施
  - ・資産運用会社の協働活用の実施

#### 【その他】

- 他の保険会社からの再保険の引受け

○金融業においては信用力が競争上重要な役割を果たすところ、かんぽ生命は、長年、国営企業として培った信頼に加え、現在も実質的な政府出資が存在し、完全民営化に向けた道筋も示されていない状況であるため、「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じ、「公正な競争条件」が確保されない懸念がある

○かんぽ生命への実質的な政府出資の解消に向けた取組み（株式完全売却）を早期かつ着実に実行し、民間生命保険会社との公正な競争条件の実現を図ることが必要

#### かんぽ生命に対する消費者の認識

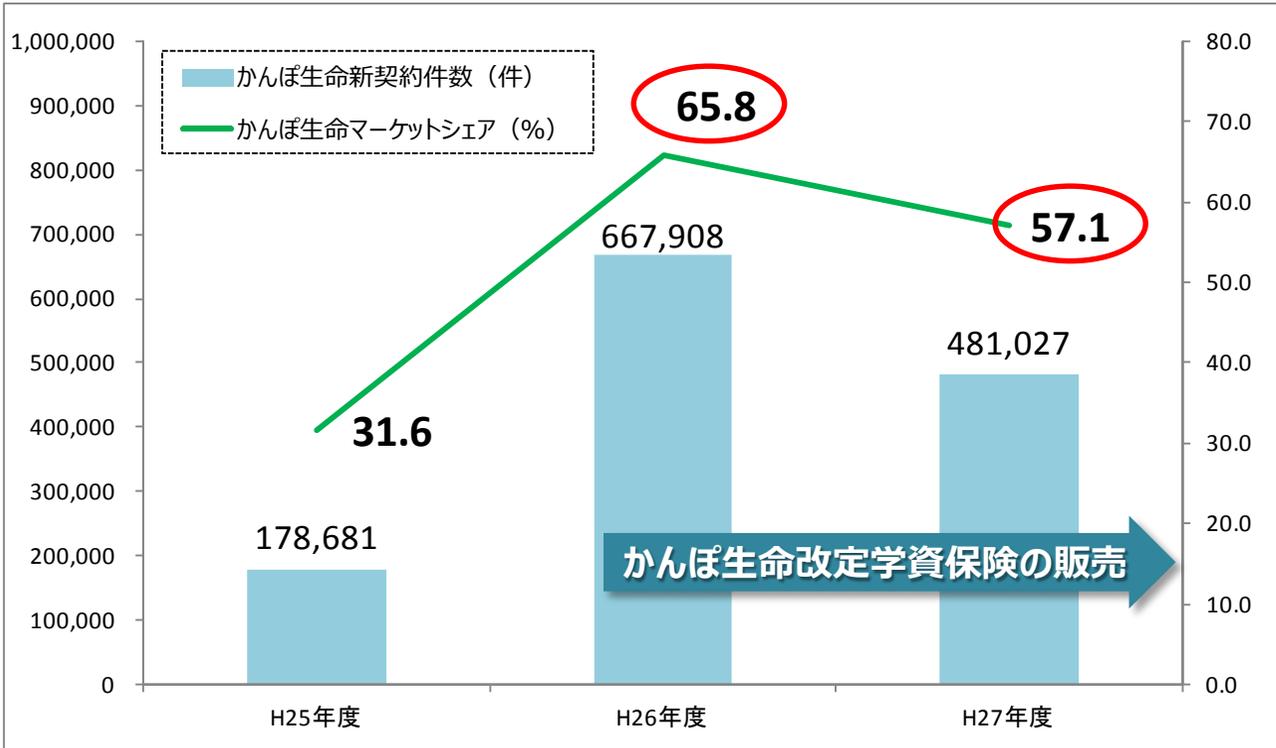
※生命保険文化センター「平成28年度生活保障に関する調査」より

#### ■ かんぽ生命のイメージ（複数回答）

政府の間接的な株式保有が継続されるので、安心できそう	32.9%	わからない	23.5%	営業職員・窓口の対応がよさそう	12.2%
信頼できそう	31.8%	健全な経営をしそう	22.4%	商品やサービスが良さそう	11.0%
いざという時に政府の関与が期待できそう	30.7%	価格が手ごろそう	20.5%	運用成績が良さそう	6.0%
店舗が近くにあり、便利そう	24.4%	規模が大きそう	19.0%	その他	1.3%

- かんぽ生命は、平成26年4月に学資保険を改定（保険料を低廉化）、その前後には、民間生命保険会社も学資保険の改定を行っているにも関わらず、かんぽ生命が圧倒的な販売シェアを獲得（なお、学資保険に係る調査審議の際、かんぽ生命による改定後の販売シェアの見込みは41%）
- このような状況は、消費者が有するかんぽ生命に対するイメージを背景とした高い競争力の証左と考えられ、未だ「公正な競争条件」が確保されているという状況には至っていない

#### 学資保険のマーケットの状況



#### かんぽ生命学資保険改定前後の各社改定状況

改定時期	保険会社
H25/4	日本生命
H26/1	ソニー生命
H26/4	かんぽ生命
H26/4	フコク生命
H26/12	第一生命
H27/7	三井生命
H27/8	明治安田生命

# 4. 終身保険に係る新たな仕組みの導入（予定解約率）

- かんぽ生命の従来商品にはない、解約返戻金を抑制するための新たな仕組みを導入
- 解約返戻金を抑制するにあたり、これまでの保険料計算の基礎率である予定死亡率、予定利率、予定事業費率に加え、新たに予定解約率が導入されることから、保険料が低廉化
- 保険料が低廉化された学資保険改定時の経験を踏まえれば、今回の終身保険の見直しは、市場で大幅にシェアを拡大させる可能性は十分にあり、競争関係を歪める懸念が存在

従来の終身保険		見直し後の終身保険
<p>従来の終身保険の仕組み図（例）</p>	<p>仕組み図 (例)</p>	<p>見直し後の終身保険の仕組み図（例）</p>
<p>—</p>	<p>特徴</p>	<p>保険料払込期間の解約返戻金を抑制するため、保険料計算の基礎率である予定死亡率、予定利率、予定事業費率に加え、新たに予定解約率を導入、保険料を低廉化</p>

# 4. 定期年金保険に係る新たな仕組みの導入（予定解約率・トンチン性等）

- 終身保険と同様の予定解約率導入に加え、「トンチン性」を高める新たな仕組みにより長期生存に対するリスクを保障する新しい分野への進出であり、従来の個人年金から商品性は一新
- 長期生存リスク保障への進出に加えて、加入年齢範囲や、年金支給の年齢範囲も従来商品に比べ拡大されることから、かんぽ生命の顧客層の大幅な拡大につながる可能性があるとの認識
- したがって、今回の定期年金保険の見直しは、実質的には新たな商品の認可申請と評価（「見直し」の範疇に留まるものではない）できるものであり、定期年金保険市場に終身保険以上の大きな影響を与え、競争関係をさらに大きく歪める懸念が存在

従来の個人年金保険		見直し後の個人年金保険
	<p>仕組み図 (例)</p>	
<p>死亡・解約・生存継続時のいずれの場合においても一定の貯蓄性を具備</p>	<p>特徴</p>	<p>「トンチン性」を高める仕組み（死亡時の保険給付が削減され、生存者への年金支給の原資とする仕組み）により、長期生存リスクを保障</p>
<p>45歳～62歳</p>	<p>加入年齢範囲</p>	<p>50歳～70歳 ⇒<b>拡大</b></p>
<p>5年、10年</p>	<p>年金支払期間</p>	<p>30年 ⇒<b>長期化</b></p>
<p>75歳（65歳年金支払開始、10年支払の場合）</p>	<p>年金支給の年齢上限</p>	<p>100歳（70歳年金支払開始、30年支払の場合等） ⇒<b>拡大</b></p>

■ 郵政民営化法

第2条	郵政民営化は、…、 <u>もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われる</u> ものとする。
第7条 第2項	日本郵政株式会社が保有する… <u>郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、…、できる限り早期に、処分するものとする。</u>
第138 条第4項	内閣総理大臣及び総務大臣は、…次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との <u>適正な競争関係</u> 及び <u>利用者への役務の適切な提供</u> を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。